

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時: 令和5年8月9日(水)

午前9時30分から午前11時まで

場所: 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

〔配布資料〕

議事 ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について

- ・令和4年度管理事業実績報告書(県実施分)
- ・令和6年度管理事業実施計画書(県実施分)
- ・令和4年度管理事業実績報告書(市町村実施分)
- ・令和5年度管理事業実施計画書(市町村実施分)

〔参考資料〕

資料 ツキノワグマに関する各種データ

1 事務局:(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

2 挨拶(小山自然保護課長より挨拶を行った)

ご多忙のところ、また、酷暑の中ご出席いただき感謝する。

本県では地域個体群が著しく増加し、人との軋轢を生じているニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの四つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定し、人との共生が保たれる生息状況を目指して管理事業を実施している。

ツキノワグマについては、その生息が豊かな自然環境の指標となる一方、農業被害や林業被害が発生しており、昨年度においては人身被害が5件発生し、過去最多となる7人がけがをするなど人との軋轢が非常に深刻な問題となっている。

県といたしましても、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づき、生息状況の調査、被害対策および個体数の管理などを行い、今後も人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図りながら、人とツキノワグマが共生できるように努めていく。

本日はツキノワグマの管理計画に係る令和4年度事業実績、令和6年度事業計画についてご審議いただく。限られた時間となるが、よろしく願います。

3 開会(青井部会長より挨拶、開会宣言を行った)

よろしく願います。

今課長さんからも話があったように、宮城県もクマ問題が色々と深刻化しているようで、人身被害も発生しているというようなことも聞いているので、本日はそういった中で、ヒトとクマの共生を目指し、より良い関係を作っていくための議論を活発に行っていきたいと思うので、ご審議よろしく願います。

それでは宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を開催する。

事務局:(定足数の報告が行われ、委員8名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

4 協議事項

(1) ツキノワグマ管理事業の実績及び報告について

部会長: それでは審議事項に移るので、円滑な議事の進行についてご協力をお願いしたい。

ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について審議するので事務局から説明をお願いします。

事務局(議事について説明を行った)

部会長: ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。市町村の実績及び計画についても質問があれば併せてお願いします。

鶴野委員: 錯誤捕獲の情報収集についてお伺いしたい。県では、市町村に具体的にどのような情報収集を行っているかということと、色々と各市町村も努力していただいたということをおっしゃっていたが、具体的にどのような努力により、県南の錯誤捕獲個体数が減少したと思われるか。

また、錯誤捕獲の情報が正しく上がってくる理由の一つに、鳥獣交付金でツキノワグマが計画対象となっている市町村の場合きちんと上がってくる可能性が高いかなと思うが、どの市町村がその対象になっているかを教えてください。

事務局: まず、錯誤捕獲の情報収集をどのようにしているかだが、錯誤捕獲に限らず、捕獲許可を出したすべての件数については、捕獲調書を作成してもらい県の地方振興事務所を介しすべて集約している。捕獲調書には、錯誤に関わらず、どのような場所で、どのような方法で、例えばどこの部分がくりわなにかかってしまったかとか。体高、体重であるとか、特徴など全て記載していただいている。また、錯誤の時には何が原因で錯誤になったのか、例えばまき餌していたかとか、そういったところまで収集している。

錯誤の割合が減少した要因については、特にまき餌が錯誤捕獲の誘因要因になっていたということで、まき餌をしない、もしくはする場合でもクマを誘引しないようなものにするであるとか、そういったところの徹底を隊員一人ひとりに至るまで、支部長さんの努力でとされたところであるとか、市町村の担当者の方の理解がきちんと進んでいて指導が行き渡っているところについては下がったと考えている。一方、いろいろ情報提供しているものの、なかなか浸透していない地域もあり課題だと感じている。

農水省の交付金の対象となっている市町村については、担当課がいるのでそちらから説明願う。

事務局(農山漁村なりわい課): 先ほどのご質問について、鳥獣交付金を交付している市町村は22事業主体となっており、資料の5ページに記載のとおり仙台市から南三陸町までとなっている。

鶴野委員: 鳥獣交付金は確かに交付している市町村あるかと思うが、何の獣種に幾ら支払うというのは市町村がある程度決めているかと思われるので、ツキノワグマが対象になっている市町村であれば、おそらく錯誤でも有害に切り替えても、おそらく謝金という形で支払われる緊急捕獲の部分で表に出る可能性が高いかなと考えられるので、その市町村がどこになっているかわかれば教えてください。

事務局(農山漁村なりわい課): すみません、そこまで資料の方を持ち合わせていないので、後日回答します。

鶴野委員: 例えば市町村の部分、その他の項目などにあつたらわかりやすいかと思いましたので、今後ご検討いただければツキノワグマが対象かどうかという時に、その錯誤捕獲率のデータがどのように上がってくるかが確認できるかなと思いました。

部会長:他に質問などあるか。

大西委員:私からも錯誤捕獲のことについてお聞きしたいと思う。まず詳細なデータありがとうございました。参考にあります。その上で、今は有害捕獲の中に錯誤捕獲が含まれている。私の提案としては、昨年もお話したと思うが、やっぱりこれ切り分けてほしいと思う。例えば資料編の16ページで、過去のトレンド20年ぐらい出していたが、データとして錯誤捕獲を細かく出していただきたい。

例えば、令和1年、2年が平成18年、これ2006年だと思うが、これを越えるともおおきな捕獲頭数だった。でも実際の有害捕獲っていうのは、令和1年は123頭で、令和2年は102頭だったと。あと平成28年も多いが有害捕獲は85頭で、それ以上は錯誤になっている。そうすると実際の捕獲数は平成18年よりは全然低いということがわかる。これを結局この有害捕獲の中に積み上げてしまうと、このトレンドが見えない。

もし、有害捕獲の中に常に含むのだったら有害捕獲じゃなくて狩猟じゃないのかなと思う。有害捕獲はやっぱりクマを排除したいという目的で、錯誤に関してはクマ以外を排除したいという目的のもとでやっているの、どっかに入れるかって言えば狩猟の方ではないかと思われる。この非公開でも有害捕獲に含んでしまっているの、やはり分かりづらくなっている。

あと、資料編の5ページに月ごとの数字があるが、これは昔のデータも積み上げているのではないが、こういったデータも錯誤と有害を分けることで、その年の中のトレンド、季節的なトレンドが見えるのではないか。確か哺乳類学会の時ほかの人と話していてイノシシの方も、やっぱり夏に捕獲頭数と罠の設置数が増えてくるという話があったので、そういったところかなと思います。

基本的にこの錯誤捕獲の問題って、このツキノワグマ部会も、市町村も、哺乳類学会もそうだが、クマ部会で議論しているが、クマ部会はどちらかというと被害者側である。錯誤されてしまう側で、本来はイノシシ部会とシカ部会で議論をしなきゃならない問題。もちろん自然保護課の中で繋がっているが、クマ部会側としては、ディフェンスするためのデータを出すことが大事なのかなと思う。

最後に1点、この非公開のデータで左下のクマの捕獲許可一件当たりのクマの捕獲率が23%ぐらいで推移しているというお話があって、面白いデータだなと思って見ていました。そういう意味で、今度はイノシシとかシカの方のこの捕獲許可あたりの捕獲率。例えば、シカを狙ったのにイノシシが入ったなども込みで、それぞれ獣種ごとの捕獲率みたいなものが出てくると対応するデータとして出てくるのかなと思う。これは、私は部会員なので、青井部会長のラインを通じて行ってもらうことになるかと思う。で青井部会長どうでしょう。カテゴリーを有害に含んでいるいままでの方法で行くのか、私は分けたほうがいいと思うが、部会長としてどうでしょうか。

部会長:私もそのとおりだと思う。有害の中に埋もれてしまうと、問題点がはっきりしてこなくなるので、区別して扱った方がいいと思う。それも含め先ほどのいろんな提案に対して事務局としてどうか。

事務局:ご意見ありがとうございます。まず有害と錯誤と一般狩猟を分けるという話だが、ごもっともかなと思っていて。そもそも意図しているところが全く違うので、分けた場合におそらくトレンドも変わってくるのではなかろうかなと思っている。実は林業試験場では、豊凶指数とクマ捕獲数のトレンドを調べるときに錯誤を入れた場合と除いた場合も試している。ただ、錯誤捕獲のデータを取り始めたのが令和2年度からだったので、なかなか統計的に有意にならなかったところはあるが、有意性を省けば、おそらくトレンドとしては出そうだと、何かしら言えそうだというのがあったので、月別に関しても全体の数に関しても、来年度は分けて示したいと考えている。

また、全県で示すのもまた違うかなと思っている。要は錯誤捕獲が出ている地点をみると、地域によって違っていたりだとか、土地条件であるとか、文化の面でも違うかなと思うが、そういったところまで見て細分化しないと、おそらく本当の対策に結びつかないだろうなと言うのがここ2年間の感覚なので、そういったところまで見えるように、データの見せ方を考えたい。

もう一点、他の獣種での捕獲率の話だが、そちらもデータ自体は、許可件数も錯誤の数字も抑えているので、他の鳥獣でも見せる事ができるかなと思う。例えば、一覧にして獣種を全部まとめて見せる形ができるかなと考えて

いる。

捕捉になるが、本県の錯誤捕獲に関してはほぼイノシシの罠に対して錯誤捕獲が発生している。というのも、ニホンジカとクマの生息域がほぼ被っていないので、ほぼすべてイノシシという状況。特に、大崎市、加美町、栗原市の辺りだが急激にイノシシが増えていて、さらに市町村の方でもイノシシをとにかく取ってくれと言う話が猟友会にいつているということで、そこが錯誤捕獲とのトレードオフになってしまっているというのが現状である。

当課としても、令和6年度の計画で少し述べたいと思っていたが、要はイノシシを捕獲することを妨げるものは当然ないが、くくりわなをかけるにしても、今は錯誤捕獲防止機能付の罠が複数出てきている。それを既存のくくりわなと置き換えていただくのが一番いいと思うが、当然、猟友会の方からすれば、それをわざわざ導入して、実際に効果があるかわからないものをいきなり入れろと言われても、入れてくれないというのが現状なので、令和6年度には国の実証事業を活用して、錯誤捕獲機能付きのくくりわなを複数仕掛けて、実際に効率がどう違うのかとか、どういったところかけると効果的なのかということを実証したいと思っています、その結果をフィードバックして。例えば、その農水省の交付金の中の備品の購入の中で、それを選択肢として実際にいれてもらって、パイロット的どこかの課題となる市町村さんと協力して実施をするというようなイメージを描いているので、できることから、データーの面だけじゃなく、現場の方にフィードバックできるところもやっていきたいと今考えているところ。

大西委員:ありがとうございます。ここからはコメントだが、昨年か一昨年に有害と錯誤と分けてもらうようお願いして出してもらい、そのデータを自然保護課の許可をもらって去年の秋にあった哺乳類学会の錯誤捕獲のワークショップで発表したところ、かなり評価をいただいた。ほかの県ではまだそこまで動いているところがなく、錯誤がこれだけ多いということがかなり衝撃的だったところなので、非常に評価を頂いているので、錯誤を分けることは間違っていない方向性かなというふう思う。

もう一つ、県北の方、大崎、加美、気仙沼で多いというのは玉手さんのおっしゃるとおりだと思う。岩手県も今イノシシが増えていて、一時期、明治時代に絶滅したことで技術がとだえている。とにかくイノシシを取りたいとか、後は勝手な推測だが、県南の方はイノシシがもうある程度増え切ってしまったので捕獲しなきゃならないというプレッシャーがある程度こなれてきているのかなとか思ったりするが、やはり岩手、秋田、青森の、北東北三県、特に今、青森がこれから増えていくところだと思う。そういう中で、この宮城県がいろいろやっていただくと、その北東北三県にとってとても参考になると思うので、そういった意味でこうパイロット的なところで宮城県には頑張りたいなと思っている。

鶴野委員:今の委員のコメントに付随して、まさに分けるということはずごく重要なと思う。そこで分け方の提案だが、狩猟と言うよりは個体数調整。今、宮城県では個体数調整の形は使っていないと思うので、どうしても離せない、放獣できないという理由で個体数を抑えるという意味合いがもしあるのであれば、個体数調整として分けてしまうという。乱暴だが一つの考え方としてありかと思う。

もう一点、捕獲率の件だが、先ほどの許可件数と捕獲率の比較をしているということで、例えばイノシシとかシカの場合は、交付金用のデータシートがあると思うが、そこに何基罠をかけたかという情報も入っているかと思うので、罠の個数に対する率みたいなものが得られれば、もっと具体的にどこの地域が罠そのものが多いのかという分母が図れるかなと思ったので、大崎市などジビエ関係をしているという事情がありどうしても罠自体が増えるというのは当然の背景かと思うので、わながどれぐらいあるかという情報もあるとわかりやすいかなと思う。

事務局:ご意見ありがとうございます。特に2番目のくくりわなの設置数に対する錯誤の割合、要はイノシシを捕獲するためにどれぐらい努力量がかかるのかという話に近いと思うが、感覚的な話で言うと努力量が高いのにも関わらず、イノシシはあんまりかかっていないのに、クマがかかってしまっている。要はそういう状況ではないかと思う。その場合は、やはり仕掛ける場所であるとか、設置基数などに課題があって、イノシシ側で改善を図らなければならないところが大きいと考えている。設置基数に関しては、県の指定管理鳥獣捕獲事業ではデータを取り、CPUEを算出している、効率を調べているが、農水省の交付金については当課ではデータをもっていないため、担当課、

さらに市町村さんに協力いただいて出すのが現実的と思うので参考にさせていただきたい。

部会長:この錯誤、こうやってしっかりと見える化して、議論に乗せるというのはおそらく宮城県だけだと思うが、非常に素晴らしい取り組みだと思うので是非頑張してほしい。

それから錯誤捕獲防止機能付きわなについてこれから試してみたいということだが、実は昨日、岩手県でシカとイノシシの管理計画の会議があったが、試験的に錯誤防止用のわなを実証したようである。その結果、昨日の報告を見るとから空うちが多く思ったほどシカが取れないというような報告があった。なぜ空うちがあるかというところまで議論できていないので、もし必要であれば岩手県の自然保護課に聞いていただくと、その実態がわかるかと思う。

土屋委員:非公開の資料でパッと見た時にあれって思ったが、県南と県北の錯誤捕獲率が結構違うようだが、県南の方が何か有効な手段を講じているのか。

事務局:錯誤の原因としてイノシシのくくり罠にかかることをお話させていただいたが、県南の方は前に説明したとおり指導として上手く言ったところあるかもしれないと思う一方、もう一つの要因として、本県では豚熱が令和3年度に発生しており、県南が発生源となった。イノシシ部会でも議論したが、県内のイノシシの生息数として、県南は減っている。実際、捕獲数も激減している。ただ委員の中には、人里で出てくるものが減っただけ。要は生息密度が単純に減るので、資源競争が弱まり、奥山の方に引っ込んでいても問題ない状態になっているということ。実際、奥山の方のカメラトラップには映るんだと言うご意見もある。実際、猟友会で罠を仕掛ける場合、本当に奥山の奥の方にかけるわけではなく、農業被害防止ということで人里近くであるとか里山にかけるので、そういった関係で錯誤捕獲率が下がった可能性がある。

ただ、県央、県北に関してはイノシシの生息数が増えていて、捕獲数も増えている。つまり豚熱の影響をあまりうけていない。それに加え多産なので個体数が爆発的に増え、市町村の方からも捕獲促進という話があるので、錯誤の割合が減らない。なかなかその徹底もされないという背景があるかなと考えているところ。

土屋委員:県南で新兵器が登場したかと思ったがそういうことはではないということか。わかりました。

部会長:ほかにどうか。

なければ次の令和6年度の管理事業計画について議論したいと思うので、事務局から説明願う。

事務局(議事について説明を行った)

部会長:今の説明について、ご質問、ご意見あるか。

部会長:口火を切らせていただくが、10ページの生息環境管理の一番下、赤字で書いているところ。錯誤捕獲防止に向けての今後の取り組みが書かれている。これ、非常にいいことだと思うのでぜひ進めて欲しいが、これが記載される欄がここでもいいのかと気になっている。生息環境管理の部分ではなく、個体数管理とか、そちらの方に持って行ったほうがしっくりくるような気がするがどうか。

事務局:こちらは実証事業、試験研究関係ということで初めこちらの方に記載していたが、確かに内容としては個体数管理であるとか、もしくは被害防除対策にもかかってくる幅広な内容ではあるので、書きぶりを工夫して、適当な箇所に配置したいと思う。

部会長:そういうことであれば、お任せするので頑張ってください。

部会長:その他にあるか。

浅井委員:生活環境管理とうたわれているが、今まではクマが出たら捕獲するとかそういう話が多かったが、人間が山に手を入れるようになってから半世紀以上経っている。しかしクマの生活環境は何も作られていない状況に私には見える。今年も奥山で凶作だと言われているが、じゃあ、そのあとなぜクマがすぐ人里に行くかという、途中何も無いからである。スギ山以外何も無い。なので民家近くに来るしかない。

人里にはまだナラやクヌギなどのそういう実のなる木があるので、去年も今年うちの田んぼで親子グマが遊んでいたが、そういうことを踏まえ山の植栽を変える気はないのかなと思う。うちの近くの国有林が皆伐され、その後また杉が植えられた。何も考えてないんだろうと思う。前にもこの部会で言ったが、少しでもいいからの奥の方で、クマの餌となる生活環境を作ってあげたらいいんじゃないのかなと思っている。大変金のかかる話だと思うが、私自身はどうにもできないので、お願いしておきたい。

多分、スギを切ったらスギを植えるというのは国の方から来ているんだろうと思うが、山を伐った人たちはやれって言われているんだという話を聞くので、その辺も少し配慮があるとクマに対する錯誤捕獲も少なくなってくるだろうし、無理して夏場にとる必要もないと思う。ハンターだったら冬に捕っておいしい肉を食べた方がいいんじゃないかと思う。

部会長:なかなか難しい話だが、回答できるか。

事務局:まず自然保護課から回答したい。生息環境管理を考える際、森林と接する場所については、市街地とそうではない場所で分けて考えることが望ましい。仙台市だけでなく、利府町や大和町、富谷市の方は山を切り開いて住宅地を造成しているところが非常に多くある。要は山と住宅地がすぐ接している緩衝帯がない地域がかなりある。

今年度も仙台市内、桂などでクマが出たが場所を見てみると、やはりそういう造成住宅地脇の森林だった。その場所はおそらく緩衝帯を作ることが地理的に難しくなっているところがあり、じゃあその場所をどうするかというと、結局見通しを良くしたりなど人間側の方である程度遭遇防止するような取り組みに注力しなければならないのが現状。

一方、中山間地域というか、里山が残っているようなところはまた別である。昔は、里山のようなところがあり、緩衝帯があったわけだが、今は耕作放棄地が増えているなどクマと人の生活環境が隣接している箇所が増えてきていると承知している。

ご意見にあった伐採後の再生林の考え方等について、林務関係の担当課がいるのでもし補足とできる場所があれば、厳密に言えば担当課が異なることは承知の上だがお願いしたい。

菅原委員:委員としてではなく、執行部の林業振興課長の立場でご回答させていただく。

今の浅井委員からの御指摘については、我々としては支部長のご発言ということで、重く受け止めさせていただきたい。ただ、行政として何らかの対応ということであれば、これは環境生活部、自然保護課との調整が必要になってくる。今日のこの場では現在の林業の施業の関係をお話させていただきたい。

今、林業で盛んにスギを伐採しているのは昭和20年代の後半から昭和40年代の中頃までに植栽したものを今伐採している。ご承知の通り、50年から60年かけて収穫を迎える産業なので、それが今、ようやく収穫のピークを迎えている状況にあるが、正直、個人の所有者の方々の本音は、50年かけて収穫を迎えたが、かかる経費が大きすぎて次の再生林にしても、また同じことを繰り返してしまうのではないかという立ち位置があり、民有林の多くで再生林が行われない状況にある。

数字で申し上げますと伐採量は県の推定になるが、だいたいわが県の場合、一年間に800ヘクタールから1,000ヘクタールぐらいの伐採が行われている。それに対して民有林の場合、再生林が行われているのが一年間で2

00から300ヘクタール程度。ですから、先ほどご指摘のあった状況と私の感覚はちょっと違っており、だいたい面的に伐採されたいわゆる主伐が行われたところの2割から3割ぐらいが再造林で、それ以外は再造林が行われなために伐採されたままの状態になっている。そして数年後には周囲から広葉樹が侵入し、広葉樹林化して行くというような状況が今起きている。ただ、先ほどお話の視点にあった国有林の境界部分とか、いわゆる民有林の奥地の部分については、例えば大和町であれば、ほぼ。地元の愛林公益会さんが持っているらっしゃるとか、財産区がお持ちの山なので、そこは地元や大面積所有者、ある意味、ほぼ集落が持っている状況なので、そういったご意見を町の行政の方に伝えて頂ければ何らかの形で対応可能なんじゃないかと思うところ。ただ全県的には私がお話したような状況にある。

また、令和元年から国の制度として始まっている森林経営管理制度があり、林道から相当な距離があるなど採算性がとれないと判断される人工林については、今後、市町村に財源として譲与される森林環境譲与税を使って市町村の判断で今の針葉樹を段階的に強度な間伐を行うなどして、広葉樹の侵入を促したりすることで、将来的には広葉樹林に誘導するような制度が動き出しているの、中長期的には、現在人工林となっているものが、あと50年もすればかなりの部分が広葉樹林、あるいは針広混交林に変わっていくのではないかなと思っているのでご理解いただきたい。

部会長:その他質問などあるか。市町村の計画を含めた内容で結構だが。

鶴野委員:先ほども話題になった市街地出没の件だが、山形県では県庁で各市町村に市街地出没の件数を報告させるような動きがあり、市街地の定義はいわゆる銃が使えるか使えないかが左右される半径200m以内に20軒の住居等の有無。だから集落でも銃が使えない市街地という定義になりうる前提で集計している状況。鳥獣保護法にある用語として、住居集合地域等では銃が使えないので、その住居集合地域等に出没したかどうかを県として集約されるというのはどうかという提案。というのも、市町村がどこで銃を使って、どこで銃は使えない。その場合どのように対応しなければいけないのかというのを、もう少し市町村の担当者が意識してもらって、猟友会を下手に呼んで違法狩猟とならないようにしなければならない。

昨今かなり市街地エリアに出没している、住居集合地域等に出没している状況にあるので、例えば数字で報告することで、ここはそのエリアかどうかを意識してもらいたいような種をまいたらどうか。銃が使えないエリアであれば、当然ドラム缶で捕獲しても、銃で止めさしすることができないので、その辺もどうするかとか。市町村が場当たり的な対応ではなくて、どういう方向性が考えられるのかっていうことを、今後どんどん市街地エリアに出没してくる状況がここ何年かずっと、この先減ることはないだろうと思われるので、その練習というか第一歩として、そういう集計を県が行い、市町村が実際の対応を意識していくような形を作ったらどうかと思った次第である。

事務協:県の方で収集している出没位置情報は座標を全部押さえているので、それが住居集合地域等に当たるか否かについて拾うことはできる。結局その場所に住居が何軒あるか数える作業にはなと思うが、その座標情報を提供して、市町村で見ってもらうのが一番いいと思っている。関連するが、今、別にやろうと思っていることがあり、出没座標情報は平成18年度分から蓄積しているので、それをメッシュで区切ったときに出没が多いところと少ないところの濃淡をつけられると考えている。そのマップを例えば数100m×数100mのメッシュ単位で提供することにより、市町村が注意すべき地点を即座に理解できるようなマップを作りたいと考えているところ。

もう一点、県では要領で緊急時のクマの捕獲のフローなどを整備しているが、市町村の担当が代わる中で、まったくの許認可の制度が理解できず、どうしたらいいのかわからないという質問が度々ある。さらに最近では、緊急捕獲だけでは麻醉銃猟が必要になるケース、さらに公道付近に出没したので、警職法に基づき緊急的に対応するケースなど、様々な法律でいろんな手続きが複雑に絡み合ってきている状況になっているので、許認可含めケースバイケースの対応をきちんと取りまとめたものを作る必要性を感じている。

今年度、市町村を対象にしたクマに関する研修会を予定しているので、その中で法令関係であるとか、実務関係のところを情報提供したいと思っているので、今のご意見を踏まえ開催したい。

鶴野委員:まさに対応いただけるということでありがとうございます。例えば市町村からの報告様式に半径200mに20軒の住宅等があるかというところをチェックさせるようなそういう仕組みを作って、市町村担当者が対応方針の意識づけをるところから始めたらいいのではないかなと。おそらくメッシュで区切る作業は手間になると思うし、市町村としてはまさにここでどういう対応しなければならないのかの選択肢がわからないと思うので、県でやっていただけるのはありがたいと思いつつも、市町村のその現場でどうしたらいいかという判断の基準として意識してもらう必要がこれからあるだろうと思われるので、先ほど提案したようなチェックする仕組みを作り、だからどのような対応をとる。という流れを県の方で法令関係のフローを示していけば、間違いなく正しい対応に導いていけるのではないかなと思う。山形でも市町村含め結構苦しんでいるところなので、これからその部分が大事になってくるかなと思う。

部会長:その他どうか。なければ議論を尽くしたということで。審議事項を原案の通り了承するかどうかということで、皆さん異議があるなら伺いたい。異議ないか。

(一同異議なし)

部会長:ご異議がないようなので原案を了承する。

以上で本日の議事は全て終了とする。円滑な会議の進行にご協力いただき感謝する。事務局の方に進行をお返す。

5 その他

宮城県クマ出没注意報等発出実施要領の改正について

事務局(要領改正の背景と改正案についてについて説明を行った)

事務局(司会):委員の皆様からご意見をいただきたいが、いかがでしょうか。

大西委員:まず複数案がないものに関してはいいと思う。一方、複数案がある方、第6条の方は案2でいいのかなと思う。第7条の案が3つあるケースだが、これは結局警報を出す根拠が3つあるわけですね。それでこの根拠1、2、3に対して、案1、2、3がそれぞれちょうど良く対応しているのではないかなと思う。

根拠1の場合は要するに全県的に今年が多いよという時なので、案1で全県的に出す。根拠2の場合は特に死亡事故の方だと思うが、特定の個体が捕獲できていないような場合、そのエリアに危険な個体がいるよってということで、比較的狭いエリア、イメージとしては秋田の2016年の状態に近い対応。根拠3に関してはやはりその地域、ある程度の広い地域に関してなので、案3になるのではないかな。もし、もし案2や案3を根拠1で対応してしまうと、根拠1はエリアごとに全部、常に上限1.5倍なのかどうかを確認しなければならないことになってくるので、運用的には相当厳しいと思う。なので、これは根拠に即した警報の出し方というのがいいのではないかな。

事務局(司会):他にご意見ありますか。

鶴野委員:第7条に関しては個人的な意見でしかないが、どの地域にもクマが出没する可能性がこれから増えてくることを考えると、案1が県民に伝わるということになるのではないかなと感じた次第。

余談だが、気になった部分として、前年の秋の豊凶調査結果が豊作又は並作の場合、確かにクマの個体数は赤ちゃんが生まれ増えると思うが、出てくる個体は若い個体、つまり赤ちゃんがすぐ出てくるわけではない。この影

響が出るのは2年後なんじゃないかなと思われるので、各県でいろんな出し方をしているのは気になっていた。

前の年に豊作だからといって、次の年が必ず出てくるかと言われると、生態には直接的には即していないのかなと思って聞いていた。出てくるとしたら、恐らく子離れた後の若い個体が、場所がなくて探索行動もしくは繁殖として出てくる可能性が考えられるので、前の年の豊作だからといってシーズン予報で注意を促すのが適切かというところは個人的には疑問。

部会長:先ほど議論になった警報の発出区域の問題、人身被害が起きた時に出すことが多いと思うが、県北で人身事故が発生したら県南も起きやすいということは特に無いわけですよ。結局、人身事故は個体によるものなので、その年のトレンドで推し量れるものではないと思うので、県北で人身事故が起きたから、宮城県の人がみんな襲われる可能性が今年は高いですよというふうにはならないと思うので、やはり対象個体がいる地域に限定をした方がリアルに危機感が伝わるんじゃないかなという気がする。

大西委員:二点ほど。一点は鶴野委員さんが指摘したことに関連して、前年が豊作の場合、確かに子供が増えるかもしれないが、私もマスコミなどに取材の時に言っているが、その個体により全体の何割増えているんだという話。別に個体が1.5倍になったってわけではないので。要するにリリースの出し方だと思う。昨年の豊凶に関連して、豊作の次の年に出没が増えるのは、豊作の翌年に凶作が起きる確率が高いってところ。過去のデータを見ているとまず豊作があって、ドンと凶作になった時に出没もドンと出てくるパターンがある。これはシーズン予報を出すときの説明の仕方を工夫する必要があると思う。

もう一点は、シーズン予報で冬を出す必要があるのかというところ。発出条件にあるその年の秋が凶作だったら、そのあとに来る冬は出没が増えるって言うのは、多分、科学的なデータはないと思う。私のグループ、東京農工大と東京農業大と一緒にやっているグループのデータでは凶作の年は早く冬眠を始める。豊作の年は最後まで頑張ってお腹が空いて、子供を産むためだと思うが。一方、凶作の年はもうささとあきらめて、ささと冬眠する傾向があるので、逆だなという。また、冬眠中も確かに目撃される。クマは全国どこでも、もう台湾でも北海道でもアラスカでも、これは餌がなくてお腹が空いたから歩き回っているとかではなく、冬眠中って私たちの睡眠とは違って起きている。頭は起きていて、体をひそめてじっとしている感じなので起きている状態。実際は目を覚ましていて、耳で聞いている。なので、例えば周りで何か工事があった際、それこそ伐採があったとか電気の高圧線の工事があったとき、それこそ登山客がいたとか、何かこう居心地の悪いことがあった時に出てきて、様子を伺ったり。同一個体でも冬眠穴候補は多分複数持っているので、お引越しをしたりとか。そういうような時にたまたま目撃をされるということで、巷でよく言われるような冬眠をしない個体が増えてきたっていうのは全くないとは思っている。

そういうこともあり、冬眠中、冬の間を目撃出没はまずないと思う。目撃っていうのは、本当に偶然性によるものだと思うので、冬の間警報、シーズン予報を出す必要はないんじゃないのかなと。

事務局:ご意見ありがとうございます。クマの生態と出没予報のロジックの話だが、そもそも豊凶と出没の傾向については本来短くて3年、長ければ10年スパンで考えるべき話である。しかし、そういった背景を踏まえて一般の方に傾向を伝えても非常に理解しづらいだろうと考えていた。

一般の方に分かりやすく注意してもらおう観点でロジックを組んだ際に、生態情報に遠からず近からずのところロジックを作り上げたというのが実情。ただし、大西委員がおっしゃるように、冬の出没件数は一桁とか、多くて10件程度なので、確かにシーズン予報を出す効果、意味合いが低いというもある。

シーズン予報については、専門家の方々の把握しているロジックを踏まえ、一般の方々に分かりやすく伝えるために表現を工夫する必要があると思うが、その内容も含め、正しい伝え方を考えたい。おそらく発表する時に改めて皆様に表現などご意見を伺うこともあるかと思うのでよろしくお願いたい。

大西委員:もう一点、今、気づいたが、春季シーズン予報の発表が4月1日からになっている。ちょうど年度できりがいいところだが、もし可能であれば一か月前にずらせないかなと思う。冬の出没予報は必要ないと言っているが、例えば皆さんも忘れていたかもしれないが、今年は春が早かった。例年より2週間ぐらい早いかったと思うが、そうい

うような時に出没も当然早くなってくる。温暖化も進んで、要するに、クマにとっては多分残雪の量が効いてくると思うが、これからますますクマにとっても春が早くなってくるので、行政的に面倒くさいかもしれないが、可能であれば春のシーズンは3月1日からのほうが将来的なことを考えていくといいのかなと思う。4月1日でも、前年度の時点から準備はしていると思うので、もしかしたらその年によっては3月中の発出っていうのがあるかもしれないということだけ考えておく必要がある。

事務局(司会):ありがとうございました。その他ご意見ございますでしょうか。

なければ、今後、事務局で案を作成して行くにあたり、また皆様のご意見を伺いながら丁寧に進めていきたいと思っておりますので、これからもご協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了致します。委員の皆様には長時間、ご多忙のところ、お集まりいただきまして長時間、ご協議いただきまして、本当にありがとうございました。